

(別記7)

ばれいしょ産地拡大・持続化支援実証事業

第1 事業の内容

本事業は、ばれいしょ（種ばれいしょを含む。）の産地拡大・持続化に資する技術等の確立に向けて、以下に掲げる取組における課題の解決に資する調査、実証、検証等に必要な経費を補助するものとする。

- 1 ばれいしょ生産における省力化又は生産性向上
- 2 ばれいしょの栽培管理又は収穫物の管理における高温対策
- 3 ばれいしょの重要病害虫の防除
- 4 重要病害虫の抵抗性品種の導入
- 5 新たなばれいしょ産地の形成
- 6 上に掲げる取組のほか、ばれいしょの生産振興に当たり、都道府県知事が適當と認めた技術等の導入

第2 事業実施主体

- 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）
 - ア 農業協同組合
 - イ 農業協同組合連合会
 - ウ 農事組合法人
 - エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
 - オ 特定農業法人及び特定農業団体
 - カ その他農業者の組織する団体
 - (4) 民間事業者
 - (5) 農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすもの
 - ア 農業者又は農業者の組織する団体及び都道府県の参加を必須とする。
 - イ 事業に係る事務手續が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
 - ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手續が実施されること等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - 2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

受益農業従事者が5名以上であること。

- 3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、ばれいしょ(種ばれいしょを含む)とする。

2 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

ただし、実証等に複数年度を要する必要性等について都道府県知事が妥当と認める場合にあっては、2年以内の取組とすることができまするものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。また、複数年度を要する取組の実施に際しては、本事業実施要領第7に基づく実施状況の報告と併せ、中間報告書を提出するものとする。

3 成果目標

本事業の成果目標は、本事業で実施した実証等の成果をまとめた報告書や技術マニュアル等の成果物及び当該実証等で得られた技術等の普及・展開方針(以下「成果物等」という。)を作成し提出することとする。

なお、成果物等の内容の妥当性については試験研究機関等から確認を受けるものとする。

4 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、第1に掲げた事業の内容に沿った実証等に要する次の経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、(1)の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者から意見を聴取し実施するものとする。

(1) 産地検討会の開催等に係る経費

(2) 技術等のマニュアルの作成に係る経費

(3) 実証ほの設置・運用経費、土壤分析・診断経費、栽培実証に要する種子代、肥料や農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導費、作業機械の借上げ費、作業機械の改良や試作費等の経費

なお、スマート農機、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)等を

借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

また、本事業における取組が、調査等による旅費を補助対象経費として計上する場合、事業実施計画期間内における当該調査等に係る実証ほの設置又は第3の3で作成する成果物等における当該調査等に係る技術等の導入の位置付けを行うものとし、当該技術の普及・展開を進めるものとする。

- (4) 収穫物等の品質評価、成分分析、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費
- 2 補助率は10／10以内とする。補助上限は、種ばれいしょを対象としない取組についてのみ設けることとし、当該上限は500万円とする。
- 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等ができるものとする。なお、この場合、1の(3)に係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係ない一般的な栽培に要する資材に係るものとの補助率を1／2とする。
- 4 本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。
なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。
- 5 実施要領第6の3に関して、本事業については、技術実証等に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、成果目標に定める成果物等の作成に当たり、実証等の対象とした技術等の導入等による効果について要因の分析を行うものとする。
なお、本事業で実証等に取り組んだ結果、当該技術等について、事業実施計画段階において期待された効果が得られず、当該技術等を導入することが困難であることが判明した場合は、第3の3で作成する成果物等に代え、当該技術等の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、提出するものとする。

3 事業実施主体は、本事業における取組内容や成果について情報発信や普及等に努めるとともに、国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。